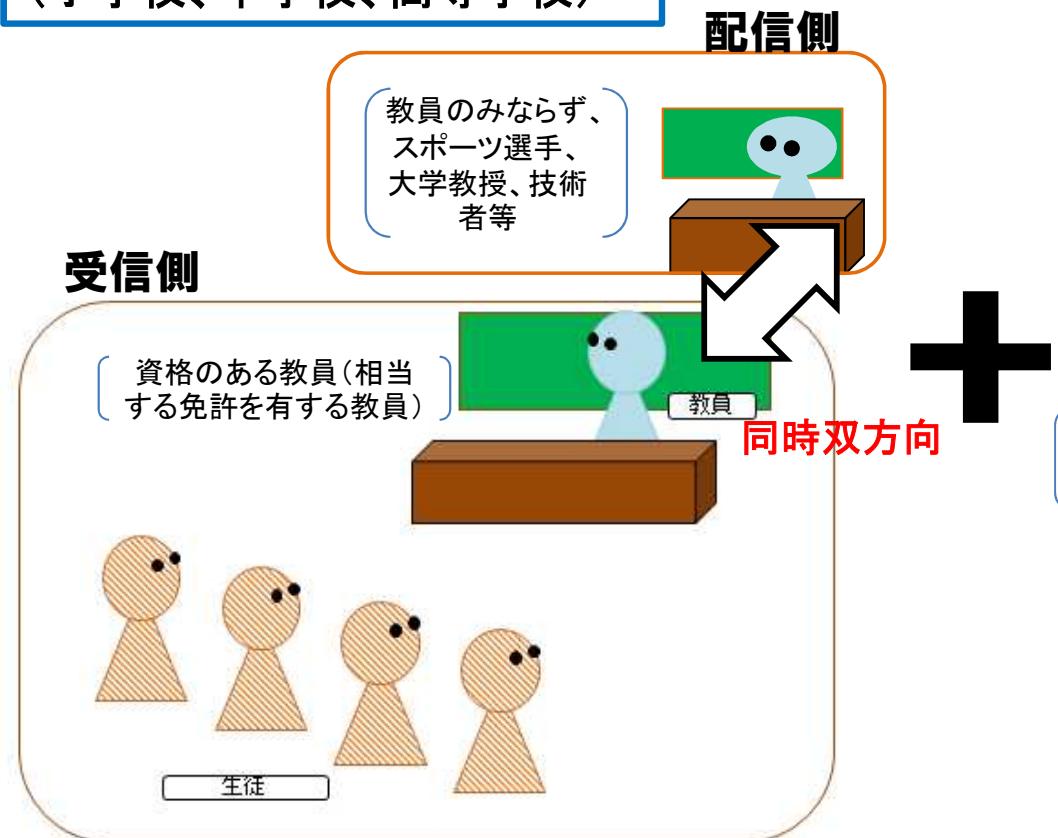


高等学校における遠隔教育の導入

従来より可能な遠隔授業
(小学校、中学校、高等学校)



制度導入により可能となった授業
(高等学校)



1. 遠隔教育の導入

平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔教育(※)を正規の授業として制度化

(※) 学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双向型のやりとりを行うことが可能な同時双向型の授業

平成28年度、24校で実施(単位認定まで至っている)

2. 具体的な要件について

- 配信側の教員は担当教科の免許保持者であり、かつ受信側の高等学校に属する教員であること
- 受信側にも高等学校の教員が立ち会うこと
- 教科書・教材は従来の対面と同じものを使用すること
- 評価については、配信側の教員が実施すること
- 配信側の教室等、受信側の教室等、それぞれの生徒数は40人以下とすること
- 74単位のうち、36単位を上限とすること(科目ごとに、一部、対面による授業を実施^(※)すること) 等

(※) 対面による授業の単位時間数は、2単位の科目の場合、70単位時間の授業時数のうち、1単位時間（国語）～10単位時間（体育）の範囲

3. 効果的な遠隔授業を行うための配慮事項(通知にて周知)

- ・授業中、教員と生徒が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- ・生徒の教員に対する質問の機会を確保すること。
- ・画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ生徒にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- ・メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。